

---

## サービスの対象手続に関する検討

---

# 1. サービスの対象手続の検討概要

## 検討のポイント

自動車保有関係手続(運輸支局等・都道府県税事務所・警察における手続)をワンストップサービス化するに当たっては、すべての手続を対象範囲として捉えつつも、現車の提示等のために運輸支局等に申請者が出頭せざるを得ないような場合については、サービス対象とすることの費用対効果を検討して、その是非を決定することが望ましい。

### サービスの対象手続の検討ポイント

「申請者ニーズ」、「運用者ニーズ」等の観点からワンストップサービスのサービス対象範囲をできる限り幅広く抽出し、その後、更にワンストップサービスとしての実現性や有効性を検証することにより、サービス対象手続を確定していく。

## 検討の方向性

ナンバープレート等の電子化が不可能なものや自動車検査証等の紙の証明書のように、電子化が困難なものについては、オンライン申請を行うことができないため、利便性を損なわないためにも物の受渡しに係る適切な仕組みを今後整備していくことになる。

その前提をもとにサービス対象手続、サービス対象外手続における方向性を以下のように検討した。

### サービス対象手続とするもの

新規登録、変更登録、移転登録、抹消登録、継続検査といった主要な手続及びこれに係る自動車保管場所証明申請、税申告・納税等の関係手続については、定型的な手続であるため、申請手続の完全電子化の可能性と導入効果の高い手続を対象手続とした。

但し、行政機関への車両の持ち込み検査が必要なもの(比較的定型的な検査(審査)で済むもの)や添付書類の電子化難易度が高いもの(障害者手帳等)を含む手続においては、ワンストップサービスの導入による申請者、運用者利便性を考慮し、導入効果を検討していく必要がある。

### サービス対象外手続とするもの

申請の特殊性等から厳格な対面審査が必要であるなど、ワンストップサービスの導入効果が薄いものについては、対象外とする方向性で検討した。

現時点での申請者、業務毎の対象の詳細については、次ページに記載している。

## 2. ワンストップサービスのサービス対象手続(案)

		電子申請対応が可能となるもの	電子申請対応が困難な手続を一部含むもの
サービス対象手続	申請者	車の所有者・使用者が同一 (日本国籍の法人又は成人の場合)	車の所有者・使用者が同一でない場合や 外国籍の法人又は成人の場合も含む (但し、車の買主が特定できない場合は除く)
	対象業務	<p>新規検査登録(型式指定車の場合)            変更登録(個人(成人)の住所変更の場合)            移転登録(売買、割賦完済を原因とする場合)            抹消登録(すべての場合)            自動車検査証記入申請(個人(成人)の住所変更の場合)</p> <p>上記は車種用途等による添付書類が不要なものに限る (例:自家用普通自動車等)</p> <p>継続検査(指定整備を行った自動車の場合)</p> <p>自動車税、自動車取得税申告 (検査証から税額審査可能な場合)            ~上記の運輸支局等への申請を原因とする申告</p> <p>自動車保管場所証明申請・標章交付申請 (紙の添付書類がない場合)            ~上記の運輸支局等への申請を原因とする申請</p>	<p><b>「現車提示が必要」</b>  <b>「添付書類の電子化が困難で紙で残る」</b>等            の理由で一部手続が電子化できない範囲を含む業務 (例)</p> <p>現車提示が必要な国産車の新規検査登録 等            その他、検査関係手続の一部            所有者氏名・名称の変更を原因とする変更登録 等            使用者氏名・名称の変更を原因とする            自動車検査証記入申請 等</p> <p>上記は車種用途等による添付書類が必要なものを (例:自家用貨物、事業用車等、駐留軍人軍属私有車両            を除くすべての車両)</p> <p>自動車税、自動車取得税申告 (検査証以外に添付書類が必要な場合) 等</p>
サービス対象外手続	申請者	(割賦販売等の)買主が車の所有者・使用者に該当しない場合	
	対象業務	<p><b>「対面審査の必要性が高い」</b> (例) 諸再交付、登録番号の変更、抵当権登録申請の全て  <b>「現車提示による厳格な審査の必要性が高い」</b>等、手続に出頭申請の特殊性等がある場合</p>	<p>自動車税、自動車取得税申告業務の一部 (現車提示による厳格な審査が必要な場合)            自動車保管場所証明申請・標章交付申請 (紙の添付書類がある場合)</p>